



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

B's 事務所通信

発行：社会保険労務士法人びいずろうむ

〒466-0023 名古屋市昭和区石仏町1丁目33

TEL 052-753-4866 FAX 052-753-4867 e-mail info@b-z.jp 通巻 No.169

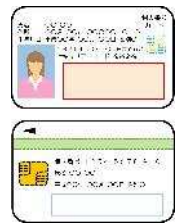
11
2023施行済み
の改正

厚生年金保険などの被保険者資格取得届にはマイナンバーを必ず記入してください

令和5年9月29日から、「厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第125号）」が施行されました。これにより、厚生年金保険の被保険者資格取得届などについて、個人番号（マイナンバー）の記載を求めることが明確化されました。これを受けて、日本年金機構から、次のようなお知らせがありました。

……………【事業主の皆さまへ】「健康保険（船員保険）・厚生年金保険被保険者資格取得届」には
個人番号（マイナンバー）を必ず記入してください……………

- 「健康保険（船員保険）・厚生年金保険被保険者資格取得届」には、マイナンバー（基礎年金番号を有する方は、マイナンバーまたは基礎年金番号）を必ず記入してください。マイナンバー、基礎年金番号のいずれも記入がない場合は、返戻いたします。
- これまでは、基礎年金番号を有する方で、マイナンバー、基礎年金番号のいずれも確認できない場合は「健康保険（船員保険）・厚生年金保険被保険者資格取得届」にあわせて「基礎年金番号通知書再交付申請書」をご提出いただくことで事務処理をしていましたが、令和5年9月29日以降はマイナンバー、基礎年金番号のいずれも記入がない場合は返戻しています。
- なお、短期在留外国人等、マイナンバーも基礎年金番号も有していない方の場合は、引き続き「資格取得時の本人確認事務」に基づき手続きをお願いします。



★採用時において、マイナンバー、基礎年金番号のいずれも確認できない方については、短期在留外国人等を除き、被保険者資格取得届が返戻される（＝被保険者資格が認められない）こととなりますので、その旨を説明して、必ず提示してもらおうようにしましょう。

重要・
要チェック

「年収の壁・支援強化パッケージ」を決定 早急に開始へ

いわゆる「年収の壁」への当面の対応策として、令和5年9月27日付けで、「年収の壁・支援強化パッケージ」が決定されました。その概要を確認しておきましょう。

……………「年収の壁・支援強化パッケージ」の概要（厚労省の資料）……………

106万円の壁への対応

◆キャリアアップ助成金 ※省令の改正が必要

キャリアアップ助成金のコースを新設し、短時間労働者が被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を行う。なお、実施に当たり、支給申請の事務を簡素化。

労働者の収入を増加させる取組については、賃上げや所定労働時間の延長のほか、被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当（社会保険適用促進手当）として、支給する場合も対象とする。

◆社会保険適用促進手当

事業主が支給した社会保険適用促進手当については、適用に当たっての労使双方の保険料負担を軽減するため、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として被保険者の標準報酬の算定において考慮しない。

130万円の壁への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

被扶養者認定基準（年収130万円）について、労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による被扶養者認定の判断に際し、事業主の証明の添付による迅速な判断を可能とする。

配偶者手当への対応

◆企業の配偶者手当の見直しの促進

- 特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが進むよう、
- (1) 見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表するとともに、
 - (2) 中小企業団体等を通じて周知する。



（最後のページへ続く）

増加する「ビジネスケアラー」と介護離職防止対策

◆増える「ビジネスケアラー」

「ビジネスケアラー」とは、仕事をしながら家族等の介護を行う人を指す言葉で、経済産業省によると、2030年をピークに318万人に達すると推計されています。また、これによる経済損失は約9兆1,792億円にのぼるともいわれています。

◆介護離職防止の企業向けガイドライン

厚生労働省は、会社員が家族等の介護で離職するのを防ぐ目的で、企業向けの指針をまとめると発表しました。この指針には、企業が介護休業や休暇制度、介護保険サービス等について対象従業員に周知させたり、外部の専門家と連携し、介護事業所に提出する書類作成を肩代わりしたり、相談窓口を設置したりと、従業員の介護離職を防ぐ取組みを促す内容が盛り込まれる予定です。

◆介護のための短時間勤務制度がある会社は約8割

人事院の調査によると、介護のための短時間勤務がある企業は78.4%となっています。そのうち、短縮する週当たりの時間数の上限や、短時間勤務を行える期限の上限を設けている企業はいずれも88%以上を占めています。

◆介護離職防止において企業が求められること

育児・介護休業法に基づいて、既に休業・休暇制度を設けている企業は大多数だとは思いますが、従業員に周知されていなかったり、運用がうまくいっていないケースもあるようです。今年度中にも、介護離職防止の企業向けガイドラインが整備される予定ですので、ガイドラインが出て慌てて対応することのないよう、自社の制度をあらかじめ確認しておくといでしょう。

【経済産業省「介護政策」】

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kaigo_page.html

【人事院「令和4年民間企業の勤務条件制度等調査結果の概要」】

https://www.jinji.go.jp/kisya/2309/r05akimincho_bessi.pdf

11月は「過労死等防止啓発月間」です

◆過重労働解消へ向けた取組みとして

厚生労働省は、「過労死等防止対策推進法」に基づき毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためのシンポジウムやキャンペーンなどを行っています。

過労死等の件数は近年高止まりの状況にあるとされ、令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が、建設の事業、自動車運転の業務、医業に従事する医師等にも適用されることもあり、引き続き、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた機運の醸成を行うことが求められています。

◆長時間労働が行われていると考えられる事業場等への重点監督

月間中は、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導などが行われ、その対象は以下の事業場等とされています。

- ① 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場や各種情報から時間外・休日労働時間数が1カ月当たり80時間を超えていると考えられる事業場等
- ② 労働基準監督署およびハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

重点的に確認する事項としては、時間外・休日労働が36協定の範囲内であるか、賃金不払残業が行われていないか、不適切な労働時間管理はないか、長時間労働者に対する医師による面接指導等、健康確保措置の有無等としています。

◆過重労働防止と労働者の健康

政府の令和5年版「過労死等防止対策白書」の概要によれば、就業者への調査で、理想の睡眠時間を6時間以上とした人が9割を占めた一方、実際に6時間以上確保できた人は全体の半数であり、産業医の視点から、過労の症状における睡眠がとれなくなることの危険性が指摘されています。

労働時間が長くなるほど睡眠時間は短くなる傾向にあります。企業としては、今後もこのような労働者の健康問題を踏まえ、過重労働防止の施策を考えていく必要があります。

【厚生労働省「11月は「過労死等防止啓発月間」です」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35661.html

仕事と育児の両立支援制度に関する意識・実態調査（連合の調査から）

◆調査の概要

仕事と育児の両立支援制度に対する意識や実態を把握するために、日本労働組合総連合会（連合）が実施する「仕事と育児の両立支援制度に関する意識・実態調査 2023」の結果が公表されました。小学生以下の子を持つ20歳～59歳の働く男女1,000名が回答したこの調査は、仕事と育児の両立のために何が求められているのか、様々なヒントを与えてくれます。

◆調査結果のポイント

「仕事と育児の両立のために利用したことがある両立支援制度」を問う質問では、育児休業（41.9%）や短時間勤務（16.3%）が挙げられる一方で、「利用したことのある制度はない」は47.8%、男性では58.4%にのびります。その理由の1位は「利用できる職場環境ではなかった」というものです。なぜそのように思ったのか、という質問には「代替要員がいなかった」（39.6%）が最も多く、「職場の理解が低かった」（33.7%）、「言い出しにくかった」（26.2%）、「自分にしかできない業務を担っていた」（20.3%）が続きました。

代替要員がない、理解が低いという職場では、両立支援制度を利用しづらいという現状がうかがえます。こうした状況は採用活動においても不利に働き、いっそうの人手不足を生み出す負のスパイラルへと繋がってしまいます。両立支援を必要とする従業員のみならず、職場全体で考えるべき問題です。属人化している業務はないか、理解のない言動は見られないかなど、職場全体で両立支援について考えていきたいですね。

【連合「仕事と育児の両立支援制度に関する意識・実態調査 2023」】

<https://www.jtuc-rengo.or.jp/info/chousa/data/20230914.pdf?7970>

ビジネス人材雇用型副業情報提供事業とは？

◆副業・兼業に関する情報提供モデル事業の概要

個人の自律的なキャリア選択やライフステージに応じた多様な働き方へのニーズの高まりから、厚生労働省は、副業・兼業を推進しています。その一環として、10月2日より、東京・大阪・愛知において、副業・兼業に関する情報提供モデル事業を始めました。

副業・兼業を希望する中高年齢者のキャリア等の情報やその能力の活用を希望する企業の情報を蓄積し、当該中高年齢者に対して企業情報を提供していくというもので、公益財団法人産業雇用安定センターが、厚生労働省の補助事業として実施するものです。

◆ビジネス人材雇用型副業情報提供のプロセス

雇用されている在職労働者が、他の企業でも雇用された上で副業を希望する場合、同センターのホームページを通じて登録すると、雇用型副業求人の情報が提供されます（相談・利用は無料）。一方、副業による人材の受入れを検討している企業（企業の所在地および就業地が東京・大阪・愛知の企業に限る）も求人登録をすれば、副業を希望する労働者の情報が提供されます（相談・利用は無料）。

労働者・企業双方が具体的な話を聞きたいとなれば、面談の場が設定されます。その後、合意に至れば採用（労働契約の締結）となります。

求人を出しても採用に結びつかない、必要なスキルをもった人材がないなどの悩みを抱える企業にとっては、副業人材の雇用で、人材の確保、社内での新規事業創出、自社で活用できる他業種の知見・スキルの習得といった期待がもてます。

◆他社の従業員（常用労働者）の「副業・兼業」での受入れ状況

「雇用による副業・兼業」として他社の従業員を受け入れている企業の割合は11.4%、受け入れる予定の企業の割合は5.7%と、合わせて2割程度です（※）。

「副業・兼業」で外部人材を活用するノウハウがない、「副業・兼業」に関するマッチング支援機関が少ないといった課題も挙がっていますが、今後、状況は変わってくるかもしれません。

※従業員の「副業・兼業」に関するアンケート調査結果の概要

（公益財団法人産業雇用安定センター）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11703000/001145565.pdf>



(最初のページより)

★各対応策については、このパッケージに基づき、今後、所要の手続を経た上で、関係者と連携し、着実に進めていくこととしています。たとえば、キャリアアップ助成金のコースの新設（社会保険適用時処遇改善コースの新設）に関する改正省令は、令和5年10月中には、公布・施行される模様です。

詳細につきましては、改めてお伝えします。

重要・
要チェック

令和5年分の年末調整は昨年と同じ手順

令和5年も残り数か月となり社員の所得税に関する年末調整の時期も近づいてきました。

国税庁からは、9月の末頃に「年末調整がよくわかるページ（令和5年分）」を開設したとの案内もありました。

今年の年末調整においては、昨年からの大きな変更はなく、昨年（令和4年分）と同じ手順となります。その手順等については、「年末調整がよくわかるページ」でも確認することができます。

……………国税庁の「年末調整がよくわかるページ（令和5年分）」のトップ画面……………

【お知らせ】

- 令和5年分の年末調整は昨年（令和4年分）と同じ手順となります。
- 源泉徴収義務者の方向けに年末調整に関する各種情報を掲載した「[リーフレット](#)」を送付しています。
- 源泉徴収簿を用いた年末調整の計算は、「[年末調整計算シート](#)」（Excel）をご利用いただくことで年末調整の税額計算を効率的に行うことができます。
→ [ダウンロードはこちら](#)
- 税務署主催の年末調整説明会については、実施しておりません。

★年末調整について、国税庁のサポートは充実しているといえますが、それでも、不明な点が出てくると思います。そんなときには、気軽にお問い合わせください。



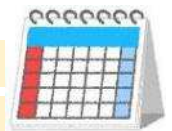
源泉徴収義務者 （給与の支払者）の方へ	給与所得者 （従業員）の方へ	年末調整手続の電子化
		チャットボットに相談する
		詳しい説明（パンフレット） （ 年末調整 ・ 源泉徴収票 ）
		各種様式・記載例 （ 年末調整 ・ 源泉徴収票 ）

※ 上記の項目部分をクリックすると、該当ページにジャンプします。

※ [PDFファイルが開けない、印刷できないなどの場合はこちらをご覧ください](#)

お仕事 カレンダー 11月

11/ 10	● 10月分の源泉所得税・住民税特別徴収税の納付
11/ 16	● 所得税予定納税額の減額申請期限（第2期分のみ）
11/ 30	● 10月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 9月決算法人の確定申告と納税・2024年3月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで） ● 12月・翌年3月・6月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで） ● 所得税予定納税額の納付（第2期分）



◆あとがき◆ いつまでも暑い暑いと思っていたら、一気に気温が低下し「秋深し」を思わせる気候となりました。昔は秋が好きな季節だったのに、そういえば最近春の方が好きです。日照時間が短く、長時間山にいられないからかもしれませんが、忙しい年末が迫ってくるからなのが大きいかも。（佐藤）